

第 8 4 号議案

加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事変更請負契約締結の件

加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年加東市条例第 4 6 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日提出

加東市長 岩 根 正

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事変更請負 |
| 2 契約の金額 | 変更前 金 3 4 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円
変更後 金 3 9 2 , 9 7 3 , 9 0 0 円
増 額 金 4 3 , 1 7 3 , 9 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 兵庫県姫路市辻井 1 丁目 1 番 2 3 号
株式会社赤鹿建設
代表取締役 |
| 4 支出予算科目 | 令和 4 年度加東市一般会計予算
（款）教育費
（項）教育総務費
（目）小中一貫校整備費 |

第84号議案 説明資料1

- 1 施工場所 加東市天神56番地（加東市立東条学園小中学校）
- 2 工期 令和4年6月25日から令和5年3月24日まで
- 3 変更内容

契約の金額	変更前	変更後	増額
	349,800,000円	392,973,900円	43,173,900円

主な変更内容

(1) 地盤改良の追加

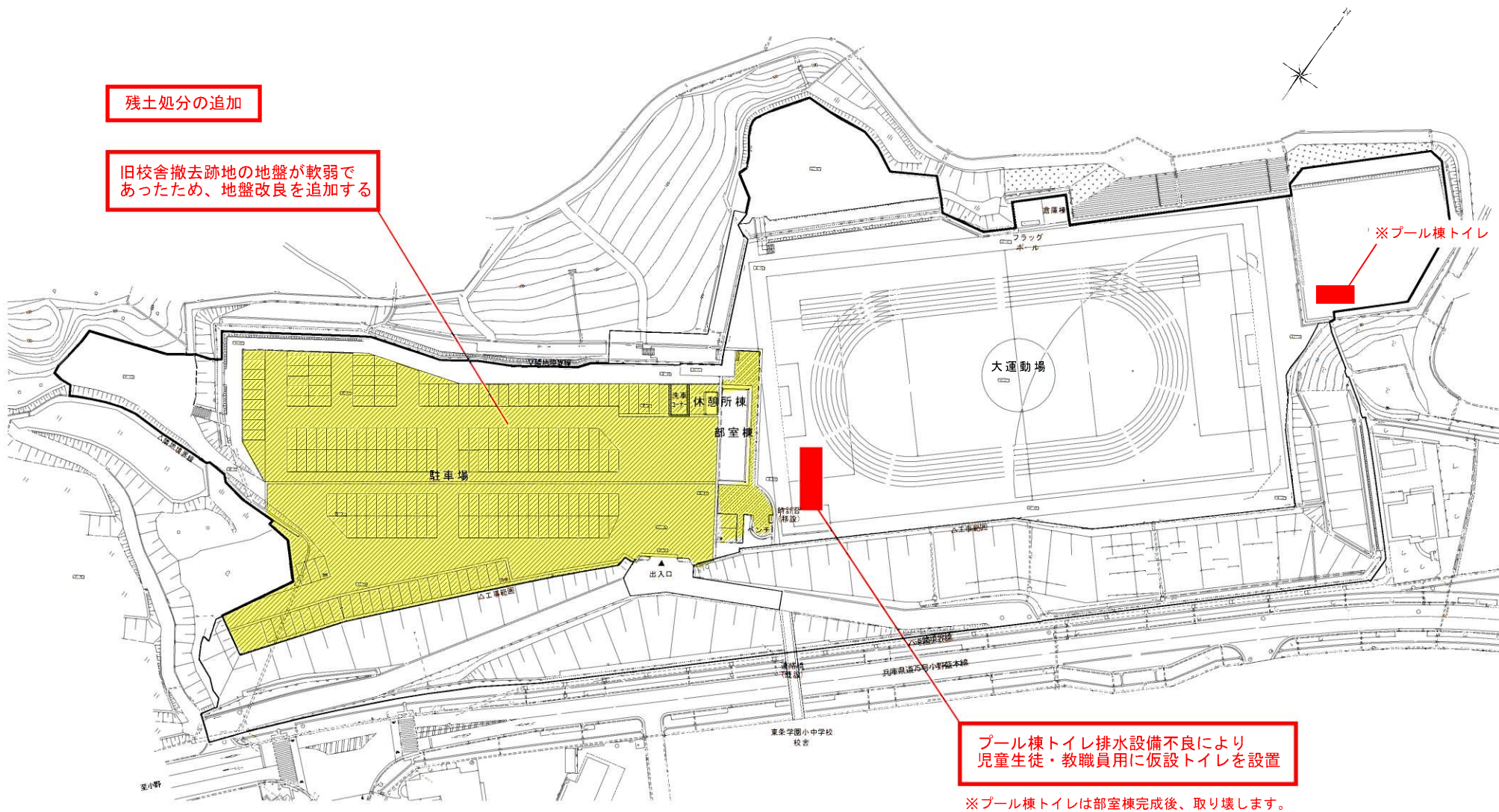
旧東条中学校校舎基礎撤去後の地盤が軟弱であったため、地盤改良を追加する。

(2) 残土処分の追加

令和2年度加東市東条地域小中一貫校建設工事において発生した残土を、旧東条中学校施設撤去後の埋戻し土として確保していたが、必要量が確定したため、不要な残土を処分する。

(3) プール棟トイレ排水設備不良による仮設トイレの設置

プール棟トイレの排水設備不良により、大運動場でのトイレ利用ができなくなったため、児童生徒・教職員用の仮設トイレを設置する。



■加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事 変更概要